

併し、之には例外規定があつて、左に該當する納稅義務者に對しては家族賠償税は之を免除する。

(1) 生れた子は皆死んだけれど、うち一人が十六歳以上まで生きて居た者。

(2) 一九一九年三月三十一日の法律（癡疾程度四十パーセント以上の者に對する年金支給に關するもの）に依る年金受給者。

(3) 一人以上の子供を引取つて育てゝゐる者。

(4) 一人の子供を養子とした者。

#### 四、間接税(アルコール税)

間接税としては、一立に付、四百瓦以下の中分を含有するアミヤ入アルコール飲料及びアルコールを基とする一切の食欲増進用飲料には純アルコール百立に付、三百法の附加税を課して居る。

アルコール飲料の所有數量の申告を怠るか又はいゝ加減の申告をした者に對しては、規定の税を徴収する外、税額の三倍に相當する罰金を課すことになつて居る。

### 第六 雜則

官廳、縣、市町村、公法人又は認可施設が職員を採用する場合には、就職希望者が扶養すべき家族のある戸主たる既婚者又は獨夫であるときは、規定、定款上の支障が無い限り、採用年齢の制限を緩和する。即ち、扶養すべき子供一人に付、一年づゝ制限年齢を繰下げるのである。

婚姻表について

以上で家族法典の概略の紹介は終了した。

尙ほ本法には未だ規定されるに至つて居ないが、現在考慮中の對策には住宅問題及び都市に於ける中産階級を保護する爲の外國人規定等である。就中、住宅問題は家庭生活上重大な問題である。國民の精神及び肉體の健康上からも、又經濟生活上からも深く考慮すべき問題で、一日も早く解決しなければならない。幸ひ、最近國立經濟委員會は本問題に關し或る結論に到達したので、之が立法化は餘り遠い將來ではあるまじと思ふ。

### 婚姻表について

岡崎文規

婚姻の頻繁度は、普通、ある年度の人口とその年度内に生起せる婚姻件數或は婚姻人員數との比によつて示され、これを普通婚姻率と稱してゐる。この普通婚姻率は、比率算定の基礎としての人口中に、事實上に於ても亦法律上に於ても婚姻能力なき幼少年者及び既婚者も混入してゐるから、理論上決して完全なものではない(註一)。それにも拘らずこの普通婚姻率が一般に廣く使用されてゐるのは、人口の年齢構成及び身分構成は短期間内では急激に變化するものでないと假定に基いてゐると同時に、又婚姻頻繁度を最も簡約に總括的表示し得るからである。

註(1) Mayr G., Statistik und Gesellschaftslehre. Bd. II. 4. Aufl. S. 668 Mayo-Smith, R., Statistics and Sociology. P. 191

然しより精確なる婚姻率を算定せんとする要求に基いて、先づ第一に特殊婚姻率が問題として取り上げられた。この特殊婚姻率に於ては、比率算定の基礎としての人口を婚姻可能人口のみに局限するのである、この場合、婚姻可能人口の範囲を決定するに當つて、身分上の限界としては、既婚者を除き、無配偶者のみを探ればよいから、之は容易に決定し得られる。

しかし無配偶者は凡て婚姻能力を有つてゐる譯ではないから、事實上及び法律上から見て、無配偶者に於ける年齢の限界が問題となる。その下位限界は、大體に於て、法律上の婚姻可能年齢に據ることとして大した支障を生じないであらうが、上位限界の決定は相當に困難である。現存の無配偶者の最高年齢をその限界とするならば、問題は簡単であるが、高齢の無配偶者は、多くの場合、婚姻志望を放棄してゐるであらうから、上位限界を六十歳とすべきか或は七十歳とすべきかが問題となる。之を一般的に決定することは困難であつて、實際問題としては、年齢別婚姻統計によつて、相當の婚姻數を示してゐる最高年齢をもつてその上位限界とするより他はないからう。婚姻可能年齢の下位限界は、法律上、男女によつて差異があり、またその上位限界も、事實上、男女によつて差異があらうから、婚姻可能年齢の間隔は男女によつて自ら大小がなければならない。従つて特殊婚姻率は、多くの場合、かかる婚姻可能年齢にある男女人口の總數を基礎としないで、寧ろ男女別に、また毎歳別に、婚姻可能人口と婚姻數との比によつて示されてゐるのである。かかる方法によつて特殊婚姻率を算定するならば、婚姻可能年齢の限界決定に關する問題は解消する許りではなく、婚姻頻繁度をより精確に、またより分析的に表示することが出来る(註1)。

しかしこの特殊婚姻率では、普通婚姻率の如く、婚姻頻繁度を總括的に且つ簡約に要覽し得ないのである。

(註1) Mayr,G., aa.o., 3, 713.

特殊婚姻率は、その算定方法から見て、普通婚姻率よりも遙かに精確であるに違ひないが、しかしこれとても理論上の缺陷が完全に除去され得るものとは言ひ難い。蓋し一層精密なる計算方法による場合には、一定年次に婚姻可能期に入れる者の總員を基礎として、その總員中より逐年死亡し行く割合を問ふと共に、婚姻する者の割合を研むる必要があるに拘らず、特殊婚姻率では、この點に何等の考慮をも拂はないで、男女別並に毎歳別に於ける婚姻可能人口と婚姻數との比を求めてゐるに過ぎないのである。従つて特殊婚姻率は、その算定の方法に於て、理論上の缺陷があると同時に、毎歳別の特殊婚姻率を算定しても、それは年齢を異にする孤立的な人口集團に於ける個々の婚姻頻繁度を示してゐるに止まり、同一人口集團中の婚姻頻繁度が年の経過に伴れて推移し行く状況を示すものとはその本質を全く異にしてゐる點を注意して置かなければならぬ。

死亡表では、同時に出生せる一人口集團について、年の経過に従ひ次第に死亡し行く所の死亡序列を算定するのであるが、特殊婚姻率の算定には既述の如き理論上の缺陷があるので、死亡表の算定方法を援用して、一定年次に婚姻可能期に入れる一人口集團につき、謂ゆる婚姻序列を算定する研究が企てられるに至つたのである。普通、この婚姻率を婚姻表と呼んでゐる。そしてこの婚姻表の研究に最初に著手したのは Poeschl であると云はれてゐる(註2)。

(註1) Zizek,F., Grundriss der Statistik, 2. Aufl. s. 249.

死亡表の算定に比較すれば、婚姻表の算定には幾多の障害がある。先づ

第一に同時に出生せる一人口集團に在つては、その構成員は年の経過に從つて次第に死亡し、最後には一人の生存者もなくなるが、一定年次に婚姻可能期に入れる一人口集團に於ては、年の経過に従つて次第に婚姻が行はれるにしても、凡ての者が必ず婚姻し盡すとは限らないであらう。第二に死亡は人生に於て只だ一回経験し得るに過ぎないが、婚姻は往々にして

二回以上経験する人がある。しかも婚姻總數に對する再婚數は相當に大なる割合を占めてゐる。即ち昭和十三年に於ける婚姻總數五三八、八三一に對し再婚數は六九、九六四であつて、一割三分強に達してゐるのである。

そして初婚と再婚とは、社會學的觀點から言つても、また人口學的觀點から言つても、異なる意義を有つてゐると信ぜられるから、死亡表は男女別にそれべく一個を作製すれば足りるに反して、婚姻表に於ては、男女別の他に初婚者と再婚者とに分ちて之を作製する必要があるであらう。第三に婚姻可能期に入れる未婚者の一集團につき、その経過に従つて、毎年、その婚姻蓋然率を算定することは容易に實行し難いのであつて、普通、婚姻表の算定て於て行はれてゐる如く、ある年度に於ける毎歳別婚姻蓋然率をもつて之に代用することとすれば、婚姻表の價値は特殊婚姻率の修正程度のものとなると同時に、婚姻可能年齢の限界殊にその上位限界の決定について困難なる問題が生ずるであらう。

それは兎も角として、婚姻表を作製するには、ある年度の初めに同一年齡に在る未婚者の一集團中から、次年度の初めまでにどれだけの者が未婚者として残存するかを算定し、これに基いて未婚殘存率を求めるのである。そして一から未婚殘存率を差引けば、これが即ち求むる所の婚姻蓋然率である。

ある年度の初めに於ける $a$ 歳の未婚者數を $N_a$ とすれば、次年度の初めに

於ける未婚殘存數即ち $N_a + 1 - S$ とすれば、次の式によつて計算せらる(註四)。  
(註四) Scheinmann, M., Neuere Erhebungen auf dem Gebiete der Ehestatistik. Jahrb.f. Nat. u. Stat. 3. Folge. 2. Bd. 1891. S. 581.

$$N_a + 1 = N_a(1 - E - S + \frac{E \cdot S}{2})$$

$E$ は婚姻率、 $S$ は死亡率を示すものとする。そしてこの婚姻率はある年度の初めに於ける $a$ 歳の未婚者數とその年度内に生起せる $a$ 歳の婚姻數との比であり、また死亡率は死亡表に於ける $a$ 歳の死亡率である。するとその一年間に於ける婚姻者數は $N_a \cdot E$ であり、またその一年間に於ける死亡者數は $N_a \cdot S$ である。そしてこの婚姻者數の中からその一年間に若干の死亡者が出るものと考へなければならぬ。婚姻者は、平均的に見て、その年の中央に於て婚姻するものと假定すれば、その一年間に婚姻して、そして死亡する者の蓋然數は $\frac{N_a \cdot E \cdot S}{2}$ と推定することが出来るであらう。従つて婚姻者にしてその年の終りまで生存してゐる者の數は $N_a \cdot E(1 - \frac{S}{2})$ と推定することが出来るであらう。故にその年度の初めに於ける $a$ 歳の未婚者數から、その年度中に生起せる婚姻生存者數と死亡者數とを差引けば、その年度の終り即ち次年度の初めに於ける未婚殘存者數が出来る筈であるから、右に示した公式が一般に用ひられてゐるのである。

右の公式では、ある年度に於ける $a$ 歳の婚姻者數はその年度の初めに於ける $a$ 歳の未婚者數の中から生起することになつてゐるが、この場合には、凡ての未婚者が全く同一の生年月日の者であり、しかもある年度の初めに丁度 $a$ 歳に達した者であることを前提としなければならない。しかしながら統計は容易に手に入らないのであつて、普通、ある年度の初めに $a$ 歳として示されてゐる未婚者の一集團中には生年月日が一月一日より十二月三十一日に至る各種の者が包含されてゐるであらう。従つてある年度の初め

に  $a$  歳の未婚者中、十一月三十一日生れの者は、その年度中、常に  $a$  歳であるが、一月三十一日生れの者は、その年度の一ヶ月だけ  $a$  歳であつて、一ヶ月を経過すれば  $a+1$  歳に達するのである。平均的に見て、ある年度の初めに於ける  $a$  歳の未婚者の半數が、その年度中、 $a$  歳として残ることとなる。同一の理由によつて、その年度の初めに  $a+1$  歳の未婚者中から、その年度内に  $a$  歳に達する者の割合も五〇%である。故に普通の年齢別未婚者統計を使用する限りに於ては、ある年度に於ける  $a$  歳の婚姻者數は、その年度の初めに於ける  $a$  歳及び  $a+1$  歳の未婚者數を合計したもの、半數中から生起するものであると言はなければならぬ。

試みに昭和十年の國勢調査の結果に基き、 $a$  歳の女子未婚者數と  $a+1$  歳及び  $a+2$  歳の女子未婚者數の合計の二分の一とを、毎歳別に示せば次の如くである。

$\frac{a+(a-1)}{2}$ 歳の未婚者數	$\frac{a+2}{2}$ 歳の未婚者數	婚者數に對する $a$ 歲の未婚者數の比率
七二三・四八四	七三八・二八八	一〇一・〇〇五
七五三・〇九一	六八〇・三四九	八九・三〇七
六〇七・六〇五	六〇三・六五七	九九・三四六
五九九・七〇八	五八三・二六一	九七・一八〇
五六六・八一四	五四一・一一四	九五・二七一
五一五・六三四	四七二・三五七	九〇・八三八
四一九・〇八〇	三五二・七〇六	九〇・二三一
三九〇・八九三	三〇六・八五八	八五・〇五八
二六一・〇〇九	二二四・八八五	八三・九三七
一八八・七六一	一五九・三八六	八一・五六九
一三〇・〇一〇	一一〇・八一六	八二・六九〇
九一・六四二		

右の表について見れば、十五歳及び三十七歳を除けば、いづれの年齢に於ても、 $a$  歳の未婚者數よりも  $\frac{a+(a-1)}{2}$  歳の未婚者數の方が多いのである。そして  $\frac{a+(a-1)}{2}$  歳の未婚者數に對する  $a$  歳の未婚者數の割合は年齢によって相當の開きがある。即ち十六歳を除けば、十九歳迄の若き年齢級に於ては、前者に對する後者の割合は九五%以上である。しかしこれより年齢が高くなるに伴れて、その割合が次第に減少し、二十四歳では八一・五七%である。そして更に年齢が高くなるに伴れて、その割合は再び増加の傾向を示してゐるのである。之によつて見れば、若き年齢級及び高き年齢級に於ては、 $\frac{a+(a-1)}{2}$  歳の未婚者數の代りに  $a$  歳の未婚者數を、計算の基準として使用しても、計算上の誤差は比較的に小さいものであらう。然るに女子婚姻率の最も高き二十一歳乃至二十五歳に於ては、計算の基準とし

て  $a$  歳の未婚者数を取るか  $\frac{B + (a - 1)}{2}$  歳の未婚者数を取るかによつて、計算の結果は相當に大なる差異を示すであら。

次に死亡率の問題であるが、死亡率は、男女別並に年齢別と共に、配偶關係別によつても差等ありと考へられるのである。Mayo-Smith は「配偶の有無と死亡率との關係を論じ」、男子に在つては各年齢級を通じて有配偶者の死亡率は未婚者及び死離別者の死亡率よりも低く、女子に在つては、妊娠期に在る有配偶者の死亡率は未婚者の死亡率よりも高くなつてゐるが、その他の年齢級に於ては、有配偶者の死亡率は未婚者及び死離別者の死亡率よりも低くと言つてゐる。(註五) 私が曾つて調査した結果について見るも、未婚者又は死離別者の死亡率は、男女の別なく、また年齢の別なく、常に有配偶者の死亡率よりも高い。妊娠能力の最も高き年齢階級にある女子有配偶者の死亡率でも、未婚者及び死離別の死亡率よりも低くことになつてゐる(註六)。要するに死亡率は配偶關係によつて差等あることは明らかであるから、未婚者と有配偶者とではそれべく異なる死亡率を使用する必要があると考へられる。従つて右の公式に於けるが如く、一般死亡率を使用するには理論上正當でなかひう。

(註五) Mayo-Smith, R., Statistics and Sociology, P.146  
(註六) 抽稿「配偶關係と死亡率」(人口統計に於ける諸問題) 一一一頁以下  
しかし翻つて考へて見ると、配偶關係別死亡率は靜態的な配偶關係別一般については大いに問題となるであらうが、未婚者が婚姻すれば、その瞬間から死亡率が直ちに變化するものとは信ぜられなう。そしてこの公式で問題となつてゐる婚姻者は、平均的に見て、六ヶ月間を有配偶者として経過してゐるものであるから、かかる有配偶者中より生起すべき死亡者数を算定するのに、特に有配偶者の死亡率を適用するほどのんぢや無からうと考へられるのである。尤も一般死亡率は、配偶關係について何等の考慮も加へないで、人口一般について計算されたものであるから、かゝる一般死亡率を、この公式に使用することにして疑義の生じ得る餘地は十分にあらうと信ぜられる。

婚姻表を實際に計算する場合には、使用し得る既存の統計資料によつて、方法論が要求する通りに行かない場合も少くないが、右に述べた諸點を考慮して、一般に用ひられてゐる婚姻表算定の公式を修正すれば次の如くになるであらう。S は未婚者の死亡率、S' は有配偶者特に婚姻持続期間一年未満の有配偶者の死亡率である。

$$Ns + 1 = \frac{Ns + N(a - 1)}{2} (1 - ES - + \frac{S' E}{2})$$

### III

次に我が國の既存の統計資料に基いて、婚姻表を算定して見ようと思ふ。

婚姻表の計算に於て先づ第一に必要な統計資料は年齢別未婚者に關する統計資料である。我が國に於ては、國勢調査の結果に基いて年齢別未婚者統計が發表せられてゐる。そして最近のものとして昭和十年十月現在の未婚者統計がある。しかし國勢調査では、法律上認められた夫婦でなくとも、實際に夫婦生活をなしてゐる者は有配偶者として取扱つて居るから、未婚者數に對比される婚姻者數が法律上認められたもののみに限られてゐる場合、國勢調査に於ける未婚者數では不適當である。勿論、國勢調査に於ける有配偶者數中に含まれてゐる事實上の有配偶者即ち内縁關係者數を推計することは可能である。即ち大正七年末調査の人口靜態統計に於ける有配偶者

偶者數の中には事實上の有配偶者數は含まれてゐないから、この統計資料に基いて、年齢別全人口に對する有配偶者の割合を算出することが出来る。昭和十年の年齢別全人口にこの比率を乗ずるならば、これによつて事實上有配偶者數を含まざる有配偶者數が推計され、昭和十年の年齢別有配偶者數からこの推計有配偶者數を差引くことによつて、未婚者數中に加へらるべき事實上の有配偶者數（法律上未婚者と看做されるもの）が推計され得るであらう。

しかし大正七年と昭和十年との間には相當に長き時間的間隔があつて、配偶關係の構成狀況は必ずしも同一であるとは言ひ難いであらう。従つて大正七年の人口靜態統計に基いて算出せる有配偶率を、昭和十年の人口靜態統計に適用することは危險であると言はなければならない。この有配偶率を適用して比較的に安全なのは、大正七年に最も接近してゐる年次に於ける國勢調査の結果である。そして大正七年に最も接近してゐる國勢調査は、言ふ迄もなく、大正九年に實施せられてゐる。

最近に於ける國勢調査の結果を使用することが出来ないならば、大正九年の國勢調査の結果を加工するよりは寧ろ大正七年末の人口靜態統計を使用する方がよくなきかと考へられるのである。何故かならば大正七年の有配偶率を適用して、大正九年に於ける有配偶者數及び未婚者數を推計しても、得たる結果は十月現在（國勢調査は周知の如く十月一日に實査される）に於ける事實を示してゐるに反して、婚姻表の算定上、之と對比される婚姻統計は一年間に生起せる婚姻數を示してゐるために、この未婚者數について、更に年末の未婚者數を推計しなければならないのである。そしてこの推計は相當に面倒である。故に私は大正九年の國勢調査の結果を捨て、大正七年末の人口靜態統計を使用することとした。

しかしこゝにも亦一つの問題がある。それは大正七年の人口靜態統計に於ては、未婚者と死離別者とを分離しないで、「未婚及寡婦」として一括して表章してゐることである、婚姻表に於て、初婚者と再婚者とを別々に取扱ふ場合には、未婚者數と鰥寡數とを分離する必要がある。大正九年の國勢調査の結果表には死離別者數を分離して表章してゐるから、全人口に対する死離別率を算定し、これによつて大正七年の「未婚及鰥寡」數より、鰥寡數を推計して、未婚者數を算出することにした。

次に内閣統計局の「人口動態統計」には、昭和十二年以來、夫については六十九歳まで、また妻については三十四歳まで、毎歳別初婚者數が表章されてゐるが、それより以前の婚姻統計では、初婚者と再婚者とを分離したものについては、毎歳別のものではなく、五歳階級別になつてゐる。従つて大正八年の婚姻統計を使用する限りに於ては、毎歳別の婚姻表を作製することは斷念しなければならないのである。

初婚者統計の年齢階級が斯くの如く五歳階級別になつてゐる關係上、未婚者統計も亦五歳階級別にする必要がある。こゝに於て、既に述べた如く、婚姻表の計算では、 $a$ 歳の未婚者數よりも、 $\frac{a+(a-1)}{2}$ 歳の未婚者數を採用する方が、理論上、正しいのであるが、かかる計算をなすことも困難となり、 $a$ 歳の未婚者數を使用する他ないのである。

そして大正九年に於ける國勢調査の結果に基いて、女子の年齢階級別死離別率を示せば左表の如くである。

年齢階級	人 口 總 數	死 離 別 數	死離別率（人口 總數に對する死 離別數の割合）
一五歳——一九歳	二,六七〇,〇五五	三〇,六四七	〇・〇一四八
二〇歳——二十四歳	二,二九二,八三一	八五,四二九	〇・〇三七五
二十五歳——二九歳	一,九一五,九四四	九七,九八七	〇・〇五一一四

三十歳—三四歳	一、七七六、〇〇七	一一四、七九〇	〇・〇六四六三
三五歳—三九歳	一、七〇一、九六七	一五六、六九七	〇・〇九一〇一
四〇歳—四四歳	一、六〇三、五一〇	一一五、四〇一	〇・一三一〇八
四五歳—四九歳	一、三一八、一六三	一五〇、四七九	〇・一九〇〇一
五〇歳—五四歳	一一二、五二三	一一〇、三九二	〇・一七九〇〇
五五歳—五九歳	九二八、〇〇八	三四七、〇六一	〇・三七三九九
六〇歳—六四歳	八五三、七七二	四二六、四六五	〇・三〇〇九九
六五歳—六九歳	六九八、〇五八	四三七、六七七	〇・六一六九九

右の表に示された年齢階級別死離別率を、大正七年末に於ける年齢階級別女子人口に乘ずると、死離別數を推計することが出来る。そして年齢階級別未婚及鰥寡數よりこの死離別推計数を差引けば、未婚者推計数が得られる。この結果は次の表の如くである。

年齢階級	人口總數	死離別率	推計數	死離別	未婚及鰥寡	未婚推計數
一五歳—一九歳	二六六、四一	0.0118	三〇.二一	二〇.一七	一、一五〇、四一	一、一五〇、四一
二〇歳—二四歳	二三一、八一〇	0.0341	六、三三七	六、三三七	一一〇、四〇	一一〇、四〇
二五歳—二九歳	一九六、六一	0.0511	一〇.一六〇	五、九三三	一〇.一六〇	一〇.一六〇
三〇歳—三四歳	一、七〇一、〇一〇	0.0623	二、一九六	一、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇
三五歳—三九歳	一、七六六、〇九〇	0.0610	一、七〇三	一、七〇三	一、七〇三	一、七〇三
四五歳—四九歳	一、六〇九、〇九〇	0.0530	一、五〇六	一、五〇六	一、五〇六	一、五〇六
五〇歳—五四歳	一、三一八、一六三	0.0456	一、一〇九	一、一〇九	一、一〇九	一、一〇九
五五歳—五九歳	九二八、〇〇八	0.0398	零	零	零	零
六〇歳—六四歳	八五三、七七二	0.0350	零	零	零	零
六五歳—六九歳	六九八、〇五八	0.0319	零	零	零	零

死亡率は第四回生命表によつて算定した。生命表には有配偶者と未婚者とを區別しておないから、この死亡率は一般死亡率である。また婚姻率は年齢階級別による未婚推計數と初婚者數との比である。故にこの公式によつて、先づ第一に大正八年末に於ける年齢階級別未婚推計數を算定することが出来る。大正七年末に於ける年齢階級別未婚推計數に對する大正八年末の年齢階級別未婚殘存數の比が年齢階級別未婚殘存率である。そしてこの未婚殘存率を一より差引いたものが年齢階級別婚姻蓋然率であつて、これが求める所の婚姻表である。

これを表に示せば次の如くである。

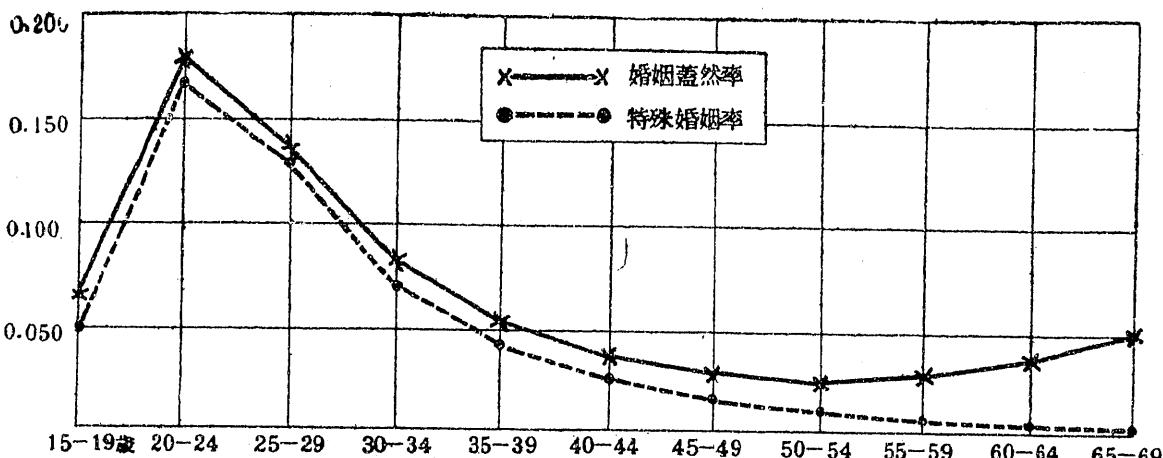
年齢階級	大正七年 未婚推計數	大正八年 初婚數	死亡率	婚姻率	未婚殘存數	未婚殘存率	婚姻率
一五歳—一九歳	二四六、三三	三二〇六	0.01040	0.04649	二三九、三八	〇・九三九六	〇・〇六〇〇一
二〇歳—二四歳	一八四、四三	二〇〇、一四〇	0.01151	0.10639	一九七、五九	〇・九三〇一	〇・一七九〇七
二五歳—二九歳	一八四、三三	一九〇、一四〇	0.0108	0.11211	一九四、三三	〇・九三〇一	〇・一九〇〇一
三〇歳—三四歳	一七〇、〇六九	一七〇、〇六九	0.0108	0.09115	一七〇、〇六九	〇・九三〇一	〇・〇九一〇一
三五歳—三九歳	一六一、〇九〇	一六一、〇九〇	0.01109	0.07153	一六一、〇九〇	〇・九三〇一	〇・〇七一五三
四五歳—四九歳	一五〇、九九〇	一五〇、九九〇	0.01111	0.05191	一五〇、九九〇	〇・九三〇一	〇・〇五一九一
五〇歳—五四歳	一四一、九九〇	一四一、九九〇	0.01111	0.03186	一四一、九九〇	〇・九三〇一	〇・〇三一八六
五五歳—五九歳	一三一、九九〇	一三一、九九〇	0.01111	0.01182	一三一、九九〇	〇・九三〇一	〇・〇一一八二
六〇歳—六四歳	一一九、九九〇	一一九、九九〇	0.01111	0.00182	一一九、九九〇	〇・九三〇一	〇・〇〇一八二
六五歳—六九歳	一〇〇、九九〇	一〇〇、九九〇	0.01111	0.00182	一〇〇、九九〇	〇・九三〇一	〇・〇〇一八二

既存の統計資料は、算定方法の要求から見て、多くの不満足な點があるために、期待するやうな精確な結果を得られなかつたが、しかし兎も角も婚姻表を算定することが出来た。そしてこの婚姻表は、未婚者數中から失はれる所の婚姻者數及び死亡者數を考慮に入れて計算をしてゐるのである

かく、婚姻頻繁度を示すものとして、謂ゆる特殊婚姻率に比較してより精確なものであると言ひ得るであらう。

最後に、年齢階級別による婚姻表の婚姻蓋然率と特殊婚姻率とを比較しようと思ふのであるが、之を圖表で示す方が明瞭であると信ずるので、上にその圖表を掲げた。

右の圖表について見るに、婚姻蓋然率は、さうれの年齢階級に於ても、特殊婚姻率よりも高くなつてゐる。そして十五歳乃至十九歳の年齢階級より五十歳乃至五十四歳の年齢階級に至る迄の間は、婚姻蓋然率と特殊婚姻率とは略ぼ平行關係を保ちながら變動してゐる。即ち兩者共に二十歳乃至二十一歳の年齢階級を頂點として、略ぼ同一の曲線を描きつゝ、年齢階級の高くなるに伴れて、次第に低下の傾向を示してゐる。然るに特殊婚姻率は五十歳乃至五十四歳以上



の高くなるに伴れて次第に低下してゐるに反して、婚姻蓋然率に在つては、五十歳乃至五十四歳以上の年齢階級に於ては、年齢階級の高くなるに伴れて次第に上昇してゐるのである。こゝに計算の結果を一々掲げなほが、大正八年の男子及び別の年次の男女について、婚姻蓋然率と特殊婚姻率とを計算して見ても、この場合と全く同一の傾向を看取することが出来るのである。Zahn が獨逸の統計資料に基いて計算してゐる婚姻表では、婚姻年齢の上位限界を四十五歳にしてゐるから(註七)、之を比較の用に供することができないが、更に高き年齢級について婚姻蓋然率を計算すれば、私の計算の結果と同一の傾向を示すのではなからうかと考へてゐる。少くともこの傾向は大正八年に於ける女子婚姻蓋然率に現れた偶然的事實に過ぎないことは言ひ得なほであらう。かかる高き年齢階級に於ては、未婚者數に対する婚姻者數の割合が次第に増加するものとは考へられない。従つてこの原因は死亡率の増大に求めなければならない。即ちかかる高き年齢階級に於ては、年齢階級の高くなるに伴れて、未婚者數中より失はれる死亡者數が著しく増大するため、未婚殘存率が高くなり、その結果、婚姻數の割合が減少するに拘らず、婚姻蓋然率は却つて上昇の傾向を示すものと考へられる。

(註七) Zahn, Heiratssstatistik, Handw., d, Staatswiss., 4, Aufl., Bd v S, 241

四歳の年齢階級を頂點として、略ぼ同一の曲線を描きつゝ、年齢階級の高くなるに伴れて、次第に低下の傾向を示してゐる。然るに特殊婚姻率は五十歳乃至五十四歳以上